

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務			
②事務の概要	①児童福祉法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録、同条第三号の里親の認定若しくは同法第二十四条の三第一項の障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ③児童福祉法による医療受給者証又は入所受給者証に関する事務 ④児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に係る事務 ⑤児童福祉法第十九条の六第一項の医療費支給認定の取消し又は同法第二十四条の四第一項の入所給付決定の取消しに関する事務 ⑥児童福祉法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ⑦児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務 ⑧児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務 ⑨児童福祉法第五十七条の四第二項又は第三項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑩児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務			
③システムの名称	児童相談所システム、共通基盤システム、共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム			
2. 特定個人情報ファイル名				
児童相談所関係情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び 別表の項番8 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条8号 及び 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の項番第14、19、20、80、81、144、155 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番11、18、19、20			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	こども局明石こどもセンター総務担当			
②所属長の役職名	総務担当課長			
6. 他の評価実施機関				
—				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 本庁舎1階 行政情報センター 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 こども局明石こどもセンター総務担当 078-918-5281
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を実施する際は、他者に照会をしないよう複数人で確認をしている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 118の項	番号法第19条7号 別表第二 116の項	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	明石市福祉局子育て支援室児童相談所準備担当	こども局明石こどもセンター総務課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	岸川 暢之	課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 分庁舎5階 福祉局子育て支援室児童相談所準備担当 078-918-5281	〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 こども局明石こどもセンター総務課 078-918-5281	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童相談所システム、共通連携システム、共通宛名システム(以下略)	児童相談所システム、共通基盤システム、共通宛名システム(以下略)	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月5日 時点	令和3年2月9日 時点	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月5日 時点	令和3年2月9日 時点	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	[] 提供・移転しない 十分である	[○] 提供・移転しない	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、56の2の項、57の項、108の項、116の項 ・略 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第7号 別表第二 8の項、14の項、15の項、16の項 ・略	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、56の2の項、57の項、108の項、116の項 ・略 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第8号 別表第二 8の項、14の項、15の項、16の項 ・略	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一主務省令 第7条	番号法第9条第1項及び 別表の項番8 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第7条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、56の2の項、57の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二主務省令 第9条、第11条、第12条、第30条、第31条、第55条、第59の2条 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第8号 別表第二 8の項、14の項、15の項、16の項 ・番号法別表第二主務省令 第7条、第11条、第11条の2条、第12条	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条8号 及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番第14、19、20、80、81、144、155 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第8号 及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番11、18、19、20	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども局明石こどもセンター総務課	こども局明石こどもセンター総務担当	事後	軽微な修正 (組織改正に伴うもの)
令和7年7月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	総務担当課長	事後	軽微な修正 (組織改正に伴うもの)
令和7年7月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 【判断の根拠】情報照会を実施する際は、他者に照会をしないよう複数人で確認をしている。	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 【判断の根拠】・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童福祉法による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親関係事務、障害児入所給付費・医療費の支給関係事務、日常生活援助・指導関係事務、負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略 ②児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 略 ⑩児童福祉法施行規則第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	略 ②児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 略 ⑩児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び 別表の項番8 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び 別表の項番8 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条8号 及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番第14、19、20、80、81、144、155 略	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条8号 及び 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の項番第14、19、20、80、81、144、155 略	事後	軽微な修正
令和8年9月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども局明石こどもセンター総務課	こども局明石こどもセンター総務担当	事後	軽微な修正 (組織改正に伴うもの)
令和8年9月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年2月9日 時点	令和8年6月9日 時点	事後	一定期間経過に伴う評価の再実施
令和8年9月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年2月9日 時点	令和8年6月9日 時点	事後	一定期間経過に伴う評価の再実施